

Ⅲ 重点施策 ～強力に推進する「4つ」の施策～

1 障がいへの理解と権利擁護の推進

- 障がいに対する理解の促進
 - ・啓発・広報の実践
 - ・障がいのある人とない人の交流機会の拡大
 - ・障がいの理解を深める研修会の実践
- 権利擁護・虐待防止の推進
 - ・障がいを理由とする差別解消の推進
 - ・障がい者虐待防止対策の推進
 - ・成年後見制度の利用促進
 - ・福祉活動・福祉教育の推進

現状・課題

- ✓ 「命の重さは、障がいの有無によって少しも変わることがない。」という当たり前の価値観を社会全体で共有するための取組が必要です。
- ✓ 外観から分かりにくい障がいについても、その障がい特性や配慮等に関する理解を深める必要があります。
- ✓ 障害者差別解消法施行後も、差別事案が起きており、また、障がい者虐待事案の発生も後を絶たないことから、引き続き権利擁護の推進に向けた各種取組を推進する必要があります。
- ✓ 障がいのある方の地域移行が進む中で、判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスをはじめとする契約手続きの援助等、自立した生活を支援する取組が必要です。

2 地域生活の充実

- 地域生活移行の支援
 - ・サービス提供体制の整備
 - ・精神障がい者の地域移行・地域定着の支援
- 相談支援体制の充実
 - 計画相談・障がい児相談の質の向上
- 福祉人材の養成確保
 - 有資格者の養成、従事者の確保
- 地域連携体制の構築
 - 体制の機能の充実・強化

現状・課題

- ✓ 入所施設における地域生活移行の促進と、地域生活の支えとなる居宅サービスや受け皿となるグループホームの更なる整備・充実が必要です。
- ✓ 障がい者の増加やニーズの多様化などにより、障がい者総合支援センターにおける相談支援件数は年々増加し内容も複雑化しており、今後は、相談支援の質の向上が課題です。
- ✓ 多様な障害に対応できる専門性の高い従事者の育成を図るとともに、障がい者の高齢化への対応も含めた人材の育成等が求められています。
- ✓ 障がいのある人の重度化、高齢化や「親なき後」に備え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支える仕組みが必要です。

重点施策の概要(案) 2

3 社会参加の促進

- ▶ 就労支援の推進
 - ・ 相談支援体制の充実
 - ・ 一般企業への就労拡大
 - ・ 工賃アップに向けた事業所間、企業等との連携の推進
- ▶ 移動・コミュニケーション支援の充実
 - ・ 移動支援事業の充実
 - ・ 手話通訳・要約筆記者等の養成
 - ・ 情報提供体制の整備
- ▶ スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動等の振興
 - ・ 地域における障がい者スポーツの定着
 - ・ 文化・芸術活動の振興
 - ・ バリアフリー情報発信の取組

現状・課題

- ✓ 県内の民間企業における障がい者の雇用については、平成28年6月1日現在で全国平均を上回っていますが、法定雇用率に達していない企業が未だ約4割あります。
- ✓ 県内の就労継続支援B型事業所等で就労している障がい者の平成28年度月額平均工賃は1万5千円余りであり、障害年金と合わせても自立した生活を送るには不足しています。
- ✓ 活動範囲を広げるための移動支援、意思の表示や他人との意思疎通を図るために、情報の円滑な取得及び利用できる環境づくりが必要です。
- ✓ スポーツや文化芸術、余暇活動など、その人のニーズに応じた社会参加の機会が選択できる取組が必要です。

4 多様な障がいに対する支援の推進

- ▶ 障がい児(者)に対する適切な保健・医療サービス
医療的ケア児支援に向けた体制整備
- ▶ 多様な障がいに対する支援
重度障がい児(者)、難病患者、発達障がい者、高次脳機能障害者、強度行動障がい等への支援
- ▶ 教育・療育体制の充実
 - ・ 地域療育機能の強化
 - ・ 特別支援教育の充実

現状・課題

- ✓ 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(重症心身障害児のうち医療的ケアが必要な障害児を含む)が増加していると言われており、その実態把握に努めるとともに、支援に向けた体制整備が必要です。
- ✓ 難病患者、発達障がい者、高次脳機能障害者、強度行動障がい等、障がい特性に応じた支援が必要です。
- ✓ ライフステージごとに一貫した支援が受けられるよう、福祉・医療・教育・労働等の関係機関が連携していく必要があります。